

## 府中市市民活動応援助成金「エール」交付要綱

平成29年4月1日

府中市市民活動センター運営グループ

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市と市民との協働を推進するため、市民団体が自ら実施し、市民の公益の増進に寄与する事業に対して府中市市民活動応援助成金「エール」を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。助成金は次の各号に定める3コースを設置するものとする。

- (1) 「事業スタートアップ助成」：新しく活動を開始した団体向けに事業の開始を応援する助成金
- (2) 「事業ステップアップ助成」：継続的な団体の事業展開を応援する助成金
- (3) 「組織基盤整備・強化助成」：団体の組織基盤を強化し、活動の継続を応援する助成金

### (定義)

第2条 この要綱において「市民団体」とは、市内を活動拠点とし、公益的な活動を行う又は行う予定の3名以上の団体で、その3割以上が市内在住、在勤・在学である団体をいう。

### (対象となる団体)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たす市民団体とする。

- (1) 公益的で営利目的でない活動を継続的に行っていいる、又は行う予定であること。
- (2) 以下の活動を行っていないこと。
  - ア. 特定の政党の利害に関する活動
  - イ. 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する等の政治活動
  - ウ. 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団等を支持し又これに反対する等の宗教活動

2 「事業スタートアップ助成」の対象団体は、活動を行う予定又は活動開始後3年以内の団体であり、過去に府中市市民提案型市民活動支援補助金(助成金)・府中市市民活動応援助成金「エール」(以下「助成金」という。)、府中市市民活動センタープラットとの協働事業「プラットと。」及び府中市提

案型協働事業を実施したことのない団体であること。

3 「組織基盤整備・強化助成」の対象団体は、次の要件をすべて満たす団体であること。

ア. 過去に同コースの助成金を受けたことがない団体

イ. NPO 法人又は社団法人の法人格がある、又は過去に助成金「事業ステップアップ助成」（又は以前の展開助成）若しくは府中市提案型協働事業を実施したことがある団体

ウ. 年間予算規模が 50 万円以上である団体

（対象となる事業）

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、市民団体が自ら企画を提案し、及び実施する事業であり、かつ、市民の公益の増進に寄与することが認められる事業で、市内で行われる事業又は不特定多数の市民が参加する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。

(1) 営利を目的とするもの

(2) 国、都その他の公的機関の補助又は委託を受けているもの

(3) 学術的な研究に関するもの

(4) 政策立案のための調査その他の政策の提案に関するもの

(5) 対象者が著しく限定されると認められるもの

（交付対象経費）

第5条 助成金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 事業スタートアップ助成、事業ステップアップ助成

講師等への謝礼金、旅費・交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、会場等の使用料及び賃借料、会場の舞台装置・関連設備等の設営費、図書・文献・写真その他の資料の購入や複写等に要する費用ほか、市民活動センター館長（以下「館長」という。）が必要と認める経費

(2) 組織基盤整備・強化助成

(1) の経費のほか、スタッフ研修費・ホームページ作成費・団体紹介パンフレット等デザイン費・ウェブ等のシステム構築費・ファンドレイジングにかかる DM 発送や手数料・ソフトウェア購入費など、団体の基盤強化に必要と認められる経費（人件費・備品・家賃などは対象外）ほか、館長が必要

と認める経費

(助成金の交付額)

第6条 助成金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 「事業スタートアップ助成」は、対象経費の 90%以内とし、1 事業あたり 10 万円を助成限度額とする。
- (2) 「事業ステップアップ助成」は、対象経費の 70%以内とし、1 事業あたり 50 万円を助成限度額とする。同一事業に対しての助成の限度は連続する 3 年までとし、2 年目は対象経費の 50%以内、3 年目は対象経費の 30%以内とする。  
令和元年度以前の府中市市民活動応援助成金（エール）を受けていた事業はその実施年数を引き継ぐものとする。
- (3) 「組織基盤整備・強化助成」は対象経費のうち 10 万円を助成の限度額とする。

2 前項の規定により算出した額及び事業の実施に係る収入（参加費、寄付金、協賛金その他の収入。以下同様。）額の合計が事業費総額（対象経費及び対象外経費）を超過する場合は、前項の規定により算出した額から当該超過額を減じた額を助成金の交付額とする。

(事業年度)

第7条 助成事業は、単年度において終了することを原則とし、当該年度で得た事業の実施に係る収入は、当該年度の事業費に充てることとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業ステップアップ助成事業を実施した者で複数年度にわたり継続して実施される助成事業に対して継続して助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付を受けた年度の翌年度及び翌々年度に再申請を行うことができる。

(発表及び審査)

第8条 館長は、助成金の交付の申請を受けた場合は、申請者に公開の場において提案内容を発表する機会を与えることができ、選定のための審査委員会を設けなければならない。

2 申請者は、前項の規定により提案内容を発表する機会が与えられた場合には、当該提案内容を発表し、審査を受けなければならない。

3 館長は、必要があると認めるときは、前項の提案内容について、専門的知識を有する者に意見を求めることができる。

(採択の決定)

第9条 館長は、前条の規定による審査委員会の結果に基づき、助成金の採択の可否及び助成金交付予定額を決定するものとする。この場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 館長は、前項の規定により助成金の採択の可否を決定したときは、助成金採択・不採択決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。その際、助成金の採択の決定を受けた者（以下、「助成団体」という。）に対しては、助成金交付予定額についても通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 助成団体は、助成金の採択及び交付予定額の通知を受けた後に、請求書を館長に提出することにより当該決定された助成金交付予定額を請求することができる。

2 館長は、助成団体が事業の実績を報告する前に前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る助成団体に対し、助成金交付予定額を概算払いで支払いするものとする。

（計画変更の承認）

第11条 助成団体が、助成事業の内容及び経費の変更（館長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ助成金計画変更承認申請書を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による助成金計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、承認の可否を決定するものとする。

3 館長は、計画の変更を承認することに決定したときは、別に定める助成金計画変更承認通知書により、助成団体に通知するものとする。

4 館長は、計画変更の承認をする場合において、必要に応じ採択及び助成金交付予定額の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。ただし、助成金交付予定額は、第9条の規定により決定された助成金交付予定額を超えないものとする。

5 館長は、計画変更の承認をしないことと決定したときは、別に定める助成金計画変更不承認通知書により、助成団体に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 助成団体は、助成対象事業が完了したときは、終了後、30日以内且つ3月31日までに次の各号に掲げる書類を添えて館長に報告しなければならない。

- (1) 助成金実績報告書
- (2) 成果報告書
- (3) 収支報告書
- (4) 出納簿
- (5) 領収書添付書
- (6) 広報物・成果物・事業活動の写真等
- (7) その他助成対象事業に関する資料

2 助成団体は、前項に規定する実績報告の内容について、公開の事業報告会で成果を報告しなければならない。

(交付の決定)

第13条 館長は、第10条に規定する助成金の請求及び前条に規定する実績報告を受けたときは、実績報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の採択決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、助成金の交付の可否及び交付額を決定し、助成団体に通知しなければならない。ただし、助成金の交付額は第9条の規定により決定された助成金交付予定額（第11条に規定する計画変更が承認された団体の場合は、変更後の助成金交付予定額）を超えないものとする。

(決定の取消し)

第14条 館長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第15条 館長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 第12条の規定による実績報告を行った助成団体は、第13条の規定により決定した助成金の交付額が

第10条の規定により既に概算払いにて支払いを受けた助成金交付予定額を下回るときは、その差額を当該年度の3月31日までに返還しなければならない。

(様式)

第16条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。